News Release

平成 22 年 10 月 28 日
消　費　者　庁

エポック社製「アクアビーズアート」シリーズの玩具による事故の防止について

複数の小さなビーズを型に合わせて並べて水をかけ、乾かしてキャラクターなどの作品を作る玩具が販売されています（株式会社エポック社製「アクアビーズアート」シリーズの玩具（※））。

同製品に関し、製造事業者のエポック社から独立行政法人製品評価技術基盤機構に対して報告された４件の事案について、１０月１日に同機構から消費者庁への報告がありました。

これらの４件の事案は、いずれも同製品のビーズが幼児・児童（４歳～８歳）の耳の中に入ってしまい、家庭では取り出せなかったことから医療機関を受診したとして、同社に報告や相談があったものです。いずれも重大事故ではありませんでしたが、そのうちの２件の事案では、医療機関で全身麻酔を施してビーズを除去したとのことです。

これらの報告を受け、消費者庁が同社に確認したところ、同社には平成１６年の同製品の販売開始以降、ビーズが耳に入って取れなくなった事案として、これまでに消費者から７件の報告や相談があり、そのうちの４件の事案では（上記の２件の事案を含む。）、医療機関で全身麻酔を施してビーズを除去したとのことです。

同製品は、他社が製造・販売しているビーズ製品とは異なり、水をかけてビーズをくっつけることができ、子どもだけでも簡単に好きな作品を作ることができる点が特徴です。同製品の成分については、同社は有害な重金属などが含まれているものではないとしていますが、ビーズがくっついたままの指で子どもが耳、鼻、眼などを触り、それらの器官の中にビーズが誤って入ってしまった場合には、器官内で皮膚などにくっついてしまい、傷つけたり、鼓膜など耳の奥に入り込んでしまった場合には取り出すための手術が必要となったりする可能性があります（次頁へ続く。）。

【製品パッケージの一例】

【製品の一例】

（提供：株式会社エポック社）

（※）エポック社製「アクアビーズアート」シリーズ玩具は、平成１６年７月の発売以降、累計で約５００万個が販売されており、現在、６０種類以上の商品が発売されています。具体的な商品名などは、以下を参照してください。

http://epoch.jp/ty/aquabeads_art/item.html

同社においては、これまでも同製品のパッケージや取扱説明書、ホームページなどで注意喚起を行っているところですが、消費者庁としては、子どもの事故を防止する観点から、同社に対して、既に同製品を購入している消費者も含めて注意を促し、同様の事故発生の防止に一層取り組むよう要請することとしました（別添）。

また、併せて、消費者庁としても、以下のとおり、消費者に対する注意喚起を行うこととしましたので、お知らせいたします。

《エポック社製「アクアビーズアート」シリーズ玩具をお持ちの方へ》

○　同製品で遊ぶ際は、事前に注意表示をよく読み、ビーズがお子様の耳などに入らないよう、保護者や周囲の方々は十分にご注意ください。また、遊んだ後は、ビーズや作品は小さなお子様の手の届かないところに保管してください。

○　万が一、ビーズが耳などに入った場合は、速やかに医療機関で受診してください。家庭内でビーズを取り出そうとすると、かえって奥に入ってしまったり、耳内を傷つけてしまったりする可能性があります。

※　同製品によるトラブルが生じた際は、以下までご連絡ください。

株式会社エポック社　お客様サービスセンター

電　話　番　号：０２９－８６２－５７８９

Ｆ　　Ａ　　Ｘ：０２９－８６２－１１８０

電話受付時間：１０：００～１２：００、１３：００～１７：００

（土・日・祝日及びエポック社特定日を除く。）

ホームページ：https://secure.epoch.jp/sv/

問い合わせ先

消費者庁政策調整課

尾崎、小泉

電話：03-3507-9261

別添

消 政 調 第 １ ２ ３ 号
平成２２年１０月２８日

株式会社エポック社
　代表取締役社長　前田　道裕　殿

消費者庁長官　福嶋　浩彦

「アクアビーズアート」シリーズの玩具による事故の防止について（依頼）

平素より消費者の安全・安心の確保については格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴社で製造している「アクアビーズアート」シリーズの玩具に関しては、貴社から独立行政法人製品評価技術基盤機構に対して報告された４件の事案について同機構から消費者庁への報告がありました。

これらの事案は、いずれも同製品のビーズが幼児又は児童の耳の中に入り、家庭内では取り出せなかったことから医療機関を受診したというものであり、いずれの事案も重大事故ではありませんでしたが、そのうちの２件は、医療機関で全身麻酔を施してビーズを除去したものでした。

同製品は、他社が製造・販売しているビーズ製品とは異なり、水をかけてビーズをくっつけることができ、子どもだけで簡単に好きなビーズ作品を作ることができる点が特徴です。このため、ビーズが耳などに誤って入ってしまった場合、耳などの器官内の皮膚にくっついてしまい、そこを傷つけたり、鼓膜など耳の奥に入り込んでそれを取り出す手術が必要となったりする可能性があります。

消費者庁としては、こうした子どもの被害を防止する観点から、消費者に対して広く注意喚起する必要があると考えております。

貴社におかれましては、これまでも同製品の安全確保について日々御尽力いただいているところですが、さらに、耳などの事故の予防や対処方法について販売店等にも広く周知するとともに、既に同製品を購入している消費者に対しても雑誌広告やテレビコマーシャル等を活用して広く注意を促し、同様の事故発生の防止に一層取り組まれるようお願いいたします。

また、こうした事案を踏まえて、今後の製品開発等にあたっては、製品の安全性の確保に一層努めていただくよう、お願いいたします。